hi-ho NET サービス利用規約

第１章 総則

第１条(本サービスの提供等)

１．株式会社ハイホー(以下「当社」といいます。)は、当社が別途定める「hi-ho 個人会員規約」に基づく個別サービスとして、本利用規約に基づき『hi-ho NET』のサービス(以下「本サービス」といいます。)を次項第 2 号に定める契約者に提供します。

２．本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（１）本サービス

本利用規約に基づき当社が契約者に提供する電話通信サービスならびにインターネットプロトコルによる電気通信サービス

（２）契約者

本利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

（３）利用契約

本利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約

（４）契約者設備

本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

（５）本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

（６）本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線及びアクセスポイントを含みます)

（７）契約月

契約者が、当社より発行されたアカウント ID 及びパスワードを使用し、本サービスへの接続が確認された日、または当社が別途定める日のうち、いずれか早い方の日が属する月

（８）課金開始日

別紙１に定めるとおり

（９）アクセスポイント

契約者が自己の契約者設備を電気通信回線(公衆電話網)等を介して当社の本サービス用設備と接続するための接続ポイントであって当社が設置するもの

(10) 契約者回線

本サービスを受けるために契約者が設置する電気通信回線（ADSL、光ファイバー回線を含みます。）

(11) アカウント ID

パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号

(12) パスワード

アカウント ID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号

(13) 発信者番号通知機能

NTT 株式会社、NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社及びその関連会社(以下、総称してあるいは個別に「NTT」といいます。)が提供する電気通信事業法第７条に定める基礎的電気通信に関する機能で、通信の発信者の電話番号を通信の着信者に通知する機能

(14) ADSL

ADSL(エーディーエスエル、Asymmetric Digital Subscriber Line : 非対称デジタル加入者線)は、ツイストペアケーブル通信線路(一般のアナログ電話回線)を使用する、上り(アップリンク)と下り(ダウンリンク)の速度が非対称（Asymmetric）な、高速デジタル有線通信技術、ならびに電気通信役務のこと

(15) フレッツ・ADSL

NTT が提供する地域 IP 網による非対称加入者伝送方式を用いた定額接続サービス

(16) B フレッツ

NTT が提供する地域 IP 網による光ファイバーによる伝送方式を用いた定額接続サービス

(17) 光ネクスト

B フレッツのサービスに従来の電話網がもつ信頼性・安定性を確保し、IP 網の柔軟性・経済性を備えた定額接続サービス

(18) フレッツ光クロス

光ネクストのサービスに加え、加入者光ファイバーを複数のお客さまで共用し、契約者が契約するインターネットサービスプロバイダー等へ上り/下り最大概ね 10Gbps の通信速度で接続するベストエフォート定額接続サービス

(19) フレッツ光

B フレッツ、光ネクスト、フレッツ光クロスの総称

(20) 高速インターネット

NTT が提供するフレッツ・ADSL、B フレッツ、光ネクスト及びフレッツ光クロス等の総称

(21) プラン

当社が本サービスに基づき契約者に提供する個別の本サービス

(22) コース

当社が本サービスに基づき契約者に提供する１以上のプランの付加価値サービス

３．当社が契約者に対して発する第４条に規定する通知は、本利用規約の一部を構成するものとします。

４．当社が、本利用規約の他に本サービスに基づき別途定めるプラン及びコースの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本利用規約の一部を構成するものとします。

５．契約者が本サービスを利用するには、本利用規約の他、電気通信事業法第９条に定める登録を受けた電気通信事業者(以下「登録電気通信事業者」といいます。)の定める電気通信に関する利用規約、利用規則、利用条件等に同意するものとします。

６．契約者（契約者になろうとする者を含み、以下本項及び次項において同じとします。）は、本サービスの提供に関連して、当社が電気通信事業法に基づき行う提供条件概要説明について、当社が説明書面の交付に代えて、契約者が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送信する方法又は当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法その他電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則により許容される方法により説明することを承諾するものとします。なお、 本項の定めは、2026 年 10 月 31 日以前に本サービス利用の申し込みをした方については、当社が別途個 別の了解を得た日または 2027 年 2 月 1 日のいずれか早い日以降に適用し、2026 年 11 月 1 日以降に本サービス利用の申し込みをする方については、当該申し込みの日以降に適用するものとします。

７．契約者は、本サービスの提供に関連して、当社が電気通信事業法その他の法令に基づき行う書面交付につい　て、当社が原則として、契約者が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送信する方法又は当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法（いずれの場合も Adobe Acrobat Reader で閲覧可能な PDF ファイル形式又はインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）により行うことを承諾するものとします。ただし、契約者が個別に物理的な書面交付を希望し、当社に申し出た場合には、当社はこれに応じるものとします。

第２条（本サービスの提供等）

本サービスは、次の接続方式により提供されるものとします。

（１） IPv６ IPoE

（２） IPv4 PPPoE

第３条(本サービスの種類等)

本サービスのコース及びプランの内容、対象者、条件等の詳細は別紙１のとおりとします。

第４条(通知)

１．当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法など、当社が適当と判断する方法により行います。
２．前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第５条(本利用規約の変更)
１．当社は、本利用規約(本利用規約に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします。)を民法第５４８条の４の規定に従い変更することがあります。なお、本利用規約が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本利用規約を適用するものとします。
２．改定後の本利用規約については、当社が効力発生時期として別途定めた時点より、効力を生じるものとします。

第６条(合意管轄)
契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

第７条(準拠法)
本利用規約に関する準拠法は、日本法とします。

第８条(協議)
本利用規約に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、当社と契約者は誠意を持って協議することとします。

第２章 利用契約の締結等

第９条(利用契約の単位)
利用契約は、別紙１に定めるコースごと又はプランごとに締結されるものとします。

第１０条(利用の申し込み)
本サービス利用の申し込みをする方(以下「申込者」といいます。)は、本利用規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。なお、申し込みから申込者の本サービスの承諾までの期間を仮申込期間とします。

第１１条 (承諾)
１．利用契約は、前条(利用の申し込み)に定める方法による申し込みに対し、当社所定の方法により、当社が通知し、承諾した時点で本契約が成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。
（１）申込者が実在しない場合
（２）申込者が契約者回線を保有していない場合
（３）ADSL のプランの場合、契約の対象となる契約者回線につき既に他の電気通信事業者から ADSL 接続サービスの提供を受けている場合、又は契約者回線が当社の指定する地域に存在しない場合
（４）本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合
（５）同一人物ないしは同居の親族があきらかに不自然な多重申込をしたと認められる場合
（６）申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合
（７）申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合

（８）申込者が、申し込み以前に当該本サービス及び本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合

（９）申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合

(10) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があると当社が判断した場合

(11) 申込者に、hi-ho 個人会員規約に定める会員資格がないと判明した場合

(12) その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合

２．申込者は、当社が申し込みを承諾した時点で、本利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

３．本条第１項の承諾の通知において明示された承諾日の属する月を１ヶ月目として４ヶ月目の末日までに、申込者が本サービスの接続を行わない場合、当該本サービスの申込は取消されたものとし、当社は、当該申込者にかかるアカウント ID 及びパスワードを無効とすることができるものとします。

第１２条（契約者の登録情報等の変更）

１．契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更(クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます。)、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。

２．住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約プランの利用ができなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプランを選択するものとします。

３．本条第１項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第１３条（利用契約の変更）

１．契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします(回線工事日により効力の生じる日を指定することがあります。)。ただし、第１１条(承諾)各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあるものとします。

２．本サービスのプランを変更する場合、変更のできない場合もあります。

第１４条（契約者からの解約）

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

（１）契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、契約者より当該通知を受けて、当社による解約に係る処理が完了したものについては当該処理のあった月の末日に利用契約の解約があったものとします。

（２）契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。

（３）契約者が利用契約を解約する場合、解約希望日までにアカウント ID 及びパスワードを当社に返還するものとします。

（４）本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第４章に基づきなされるものとします。

第１５条（当社からの解約）

１．当社は、第３５条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しない場合又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。

２．当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第１１条(承諾)第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第３５条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。

３．当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第１６条（権利の譲渡制限）

本利用規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第１７条(設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

１．契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本利用規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

２．契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の責任で、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を本サービスに接続するものとします。

３．当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第３章 サービス

第１８条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、本利用規約で特に定める場合を除き、別紙２に定めるとおりとします。

第１９条（本サービスの廃止）

１．当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。

２．契約者回線が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。

３．当社は、前各項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の３０日前までに通知します。 ただし、やむを得ない場合、又は当社及びNTT間の契約の全部又は一部を廃止する場合については、この限りではありません。

４．本条第１項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第４章 利用料金等

第２０条（本サービスの利用にかかる料金、算定方法等）

契約者の本サービスの利用にかかる料金は、当社が別紙１に定めるとおりとします。

第２１条（利用料金の支払義務）

１．契約者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙１に定める利用料金の支払を要します。

２．前項の期間において、第３２条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。

３．第３５条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。

４．本サービスの利用料金の日割計算は行わないものとします。なお、課金開始日の属する月より利用料金が発生するものとします。

５．本サービスにおいて、契約者回線の工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

６．当社は、契約者が利用料金その他の債務の支払を遅延したときは、契約者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率１４．６％（年当たりの割合は、平年に属する日については３６５日当たりの割合とし、閏年に属する日については３６６日当たりの割合

とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。ただし、電気通信事業法その他法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第２２条（初期費用及び工事費の扱い）

契約者回線に関し、当社は回線の開通調整等は行わないものとします。

第２３条（利用料金の支払方法）

１．契約者は、本サービスの利用料金を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

（１）クレジットカード

（２）預金口座振替

（３）NTT による料金回収代行サービス

（４）その他当社が定める方法

２．利用料金の支払が前項第１号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。

３．利用料金の支払が本条第１項第２号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月２７日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。

４．利用料金の支払が本条第１項第３号に定める NTT による料金回収代行サービスによる場合、利用料金の支払方法は NTT の料金支払規定に準ずるものとします。

５．当社は、前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。

６．契約者は支払方法が次の各号のいずれかの場合、次の手数料をそれぞれお支払いいただきます。

預金口座振替：100 円（税別）/月

７．当社又は料金回収代行会社が払込票（当社が指定する店舗・窓口等において契約者が利用料金を支払う際に必要となる書面をいい、以下同じとします。）を発行するときは、hi-ho 個人会員規約に定める事務手数料の支払いを要します。

第５章 契約者の義務等

第２４条（ユーザ ID 及びパスワード）

１．契約者は、アカウント ID を第三者(以下「他者」といい、国内外を問わないものとします。)に貸与、又は共有しないものとします。

２．契約者は、アカウント ID に対応するパスワードを他者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。

３．契約者は、契約者のアカウント ID 及びパスワードにより本サービスが利用されたとき(機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身が関与しなくともアカウント ID 及びパスワードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます。)には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりアカウント ID 又はパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

４．契約者のアカウント ID 及びパスワードを利用して契約者と他者により同時に、又は他者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しないものとします。

５．契約者は、自己のアカウント ID、パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者のアカウント ID 及びパスワードが他者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第２５条（自己責任の原則）

１．契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為(前条により、契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下、同様とします。)とその結果について一切の責任を負うものとします。

２．契約者は、本サービスの利用に伴い他者に対して損害を与えた場合、又は、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

３．契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

４．当社は、契約者がその責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

５．契約者は、本サービスを経由して、当社以外の他者のコンピューターやネットワーク(以下「他者ネットワーク」といいます。)を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第２６条(禁止事項)各号に該当する行為を行わないものとします。

６．当社は、本サービス経由による他者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。

７．契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第２６条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

（１）当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用

（２）当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（３）当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（４）当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為

（５）詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為

（６）わいせつ(性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますがこれに限られません)、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為

（７）ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為

（８）無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為

（９）本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為

(10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

(11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為

(12) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為

(13) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為

(14) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為

(15) 他者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為

(17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為

(18) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐、麻薬取扱等)し、又は他者に不利益を与える行為

(19) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
(20) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(21) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む。）する行為
(22) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(23) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
(24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
(25) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者として掲載等させることを助長する行為
(26) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第６章 当社の義務等

第２７条（当社の維持責任）

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第２８条（本サービス用設備等の障害等）

１．当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
２．当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理又は復旧します。
３．当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
４．当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第２９条（通信の秘密の保護）

１．当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第４条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様(統計情報への編集・加工を含みます)においてのみ、契約者の通信の秘密に属する情報を使用又は保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第２１８条(令状による捜索)その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分、命令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
３．契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて本条第１項の守秘義務を負わないものとします。
４．当社は、契約者が第２６条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を利用することができます。

第３０条（契約者情報等の保護）

１．当社は、契約者の個人情報、その他前条第１項に規定する通信の秘密に該当しない情報(以下、あわせて「契約者情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から適切に入手した場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。

２．当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し当社又は当社の業務提携先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。

３．当社は、刑事訴訟法第２１８条(令状による捜索)その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

４．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、又は、緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、本条第２項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。

５．当社は、利用契約の終了後又は利用期間の経過後も、契約者情報等を当社の個人情報保護方針に定める利用目的の達成のために必要な期間保存し、契約者情報等を利用する場合があるものとし、契約者はこれに同意するものとします。また、前述の目的の他、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。ただし、保存することに対して明示の異議がある場合には、当該情報を削除するものとします。

６．当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。当該個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が本利用規約に優先するものとします。

７．契約者は、当社の各プランのサービス利用に関連し、契約者回線を利用するときは、その手続等を行う目的で、当社が契約者回線を提供する事業者に対し、契約者が当社に提供した契約者の個人情報（属性情報、取引情報等で変更情報を含みます。)を提供することを承諾します。

８．本条に定める他、契約者の個人情報の取扱いについては、当社が当社のホームページ上に定める『プライバシーポリシー』に従うものとします。

第７章 利用の制限、中止及び停止

第３１条（利用の制限）

１．当社は、電気通信事業法第８条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

２．当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、又は当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、利用者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。

第３２条（保守等によるサービスの中止）

１．当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

（１）当社の別途定める保守指定時間の場合

（２）当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合

（３）登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合

（４）第３１条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合

（５）契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合

（６）契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合

２．当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項

の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

３．契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第３３条（データ等の削除）

１．契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社が定める所定の期間、又は容量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。

２．当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、一切の責任を負わないものとします。

第３４条（契約者への要求等）

１．当社は、契約者による本サービスの利用が第２６条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又は、その他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

（１）第２６条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように求めること

（２）他者との間で、クレーム等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続を含みます。)を行うよう求めること

（３）契約者が発信又は表示する情報を削除することを求めること

（４）事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置くこと

（５）事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を執ること

（６）第３５条(利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止すること

（７）第１５条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約すること

（８）当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起すること

２．前項の措置は第２５条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

３．契約者は、本条第１項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が本条第１項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第３５条（利用の停止）

１．当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。

（１）支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合

（２）本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合

（３）本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合

（４）当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合

（５）契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合

（６）本サービスの利用が第２６条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(契約者への要求等)第１号及び第２号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合

（７）本サービスに係る電気通信回線に接続されている契約者設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない契約者設備を本サービスに係る電気通信回線から取りはずさなかった場合

（８）前各号のほか本利用規約に違反した場合

２．当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。

３．契約者がアカウントIDを複数個保有している場合において、当該アカウントIDのいずれかが前条第１項又は本条第１項により使用の一時停止又は解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウントIDの使用を一時停止、又は解約とすることができるものとします。

４．当社は、本条第１項第２号又は第３号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。

５．前項の場合、契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年１４．５％の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

６．本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第８章 損害賠償等

第３６条（損害賠償の制限）

１．当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)に陥った場合で、かつ契約者が月額基本料金の発生する本サービスを申し込んでいる場合、当社は、本利用規約で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して４８時間以上その状態が継続した場合に限り、１料金月の月額基本料金の３０分の１に利用不能の日数(２４時間を１日とします。２４時間に満たないものは切り捨てとします。)を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

２．当社は、以下の方法のいずれか、又はこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。

（１）後に請求する本サービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること

（２）賠償額に相当する本サービスの使用権を付与すること

３．利用不能が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項は適用されず、当社は契約者の損害賠償請求に応じます。ただし、この場合でも、間接損害について当社は賠償責任を負いません。

４．本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者に対する損害賠償額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

５．前項において、賠償の対象となる契約者が複数存在する場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を本条第１項により算出された各契約者に対し返還すべき額で按分した額とします。

第３７条（免責）

１．当社は、本利用規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契

約者が当社に支払う１ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

２．当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。

３．当社は、契約者が本サービス用設備等に蓄積した、又は契約者が他者に蓄積することを承認したデータ等が消失(本人による削除は除きます。)し、又は他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う契約者又は他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

４．当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第３８条（反社会的勢力の排除）

１．契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

（１）自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去（個人の場合は過去５年以内）に反社会的勢力でなかったこと。

（２）反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。

（３）反社会的勢力を利用しないこと。

２．契約者は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。

（１）当社又は第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条各号に定める暴力的要求行為。

（２）当社又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

（３）当社に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

（４）偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（５）前各号に準ずる行為。

３．契約者は、契約者が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとします。

４．当社は、契約者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本利用規約に基づく契約等その他契約者と当社との間で締結したすべての契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、契約者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、契約者に対する損害賠償請求は妨げられないものとします

以上付則：

２０２３年2月１日制定

２０２５年１０月２９日改訂

２０２５年１１月２８日改訂

２０２６年１０月３０日改訂

別紙１ ＜本サービスの詳細＞

【本サービスの利用条件】

本サービスのご利用には、契約者が電気通信回線のサービスを事業者と締結し、契約者回線を保有されることが前提となっております。

【本サービスの各コースと各プラン】

No.	コース名・プラン名	月額基本料金
①	hi-ho NET クロス	1,800 円 （税込 1,980 円）
②	hi-ho NET クロス with games	3,500円 （税込3,850円）
③	hi-ho NET with games	2,900円 （税込3,190円）

【支払期日】

契約者は、当社が別途指定する場合を除き、本サービスの利用料金等を以下の支払期日までに支払うものとします。

	支払期日
月額基本料金	当月末日締め翌月末日
契約解除料	利用契約終了月の翌月末日
その他	当社所定の支払期日

【各コース・各プランの詳細】

①hi-ho NET クロス

（１）事務手数料(初回のみ)　0 円
（２）月額基本料金　1,800 円(税込 1,980 円)
（３）契約期間　1ヶ月（自動更新あり）
（４）課金開始日　当社が契約者の申し込みを承諾した日
（５）契約解除料　0 円（不課税）

※契約期間は課金開始日から起算し、課金開始日の属する月の末日までを最初の1ヶ月とします。
※ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
※無料でメールアカウントが１つ付与されます。

②hi-ho NET クロス with games

（１）事務手数料(初回のみ)　0 円
（２）月額基本料金　3,500 円(税込 3,850 円)
（３）契約期間　24ヶ月（自動更新あり）
（４）課金開始日　当社が契約者の申し込みを承諾した日
（５）契約解除料　3,000 円（不課税）

※契約期間は課金開始日の属する月から起算し、更新月（課金開始月を１ヶ月目とする２４ヵ月目から２６ヵ月目。以後２４ヵ月後ごと同様）以外で利用契約が終了した場合、契約解除料が発生します。
※ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
※無料でメールアカウントが１つ付与されます。

③hi-ho NET with games

（１）事務手数料(初回のみ)　0 円

（２）月額基本料金　　2,900 円(税込 3,190 円)
（３）契約期間　　24 ヶ月（自動更新あり）
（４）課金開始日　　当社が契約者の申し込みを承諾した日
（５）契約解除料　　2,400 円（不課税）

※契約期間は課金開始日の属する月から起算し、更新月（課金開始月を１ヶ月目とする２４ヵ月目から２６ヵ月目。以後２４ヵ月後ごと同様）以外で利用契約が終了した場合、契約解除料が発生します。

※ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※無料でメールアカウントが 1 つ付与されます

※2025 年 10 月 29 日以降に申込みを行う契約者を対象とします。

以上

別紙２　＜本利用規約の補足＞

【利用契約の単位】（本利用規約第９条関連）
【本サービスの各コースと各プラン】記載の各プランについては、契約者回線１回線ごとに１契約のみ可能とします。

【契約者の登録情報等の変更】（本利用規約第１２条第２項関連）
【本サービスの各コースと各プラン】記載の各プランについては、当社の指定地域外への住所変更はできないものとします。

【本サービスの提供区域】（本利用規約第１８条関連）
本サービスの提供区域は、当社の定める範囲とします。ただし、NTT がフレッツ・ADSL サービス、及びフレッツ光サービスを提供している地域の地域名は NTT の使用するものに準じます。